

第2次 熊本市人権教育・啓発基本計画 中間見直し概要

熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議

令和5年（2023年）11月17日 人権政策課

1. 第2次基本計画の中間見直しの趣旨及び方針

- (1) 見直しの背景・目的及び時期 p 3
- (2) 見直しにおいて考慮する点 p 3
 - ①次期総合計画との整合性（マニフェストの反映） p 4
 - ②人権を取り巻く社会情勢の変化（令和2年度以降） p 4
 - ③計画の進捗状況及び成果の検証（検証指標、検証値の考察、外部委員からの意見） p 5～6
 - ④人権に関連した法令及び計画等の整備の反映 p 7
 - ⑤人権に関する市民意識調査の結果 p 7～9

2. 第2次基本計画の変更点

- (1) 計画の構成 p 10
- (2) 基本計画の位置づけ p 11
- (3) 基本理念 p 11
- (4) 基本方針 p 11
- (5) 基本計画の検証指標 p 12
- (6) 人権教育・啓発に係る取組 p 12
- (7) 分野別人権問題の主な内容 p 13～15

3. スケジュール

p 16

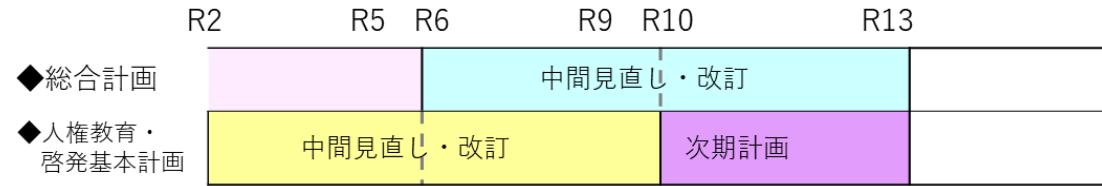
1. 第2次基本計画の中間見直しの趣旨及び方針

(1) 見直しの背景・目的及び時期

現計画は、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）の8年間を計画期間としているが、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行うこととしている。

計画の策定から4年が経過したが、この間、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など新たな人権課題が浮彫りになるなど社会情勢が変化していること、人権に関する法整備がなされていることなどから、令和5年度（2023年度）に中間見直しを行う。

なお、基本計画の見直しや策定にあたっては、総合計画との整合性を図るため、総合計画の策定又は中間見直しにあわせて、改訂等を実施していく。

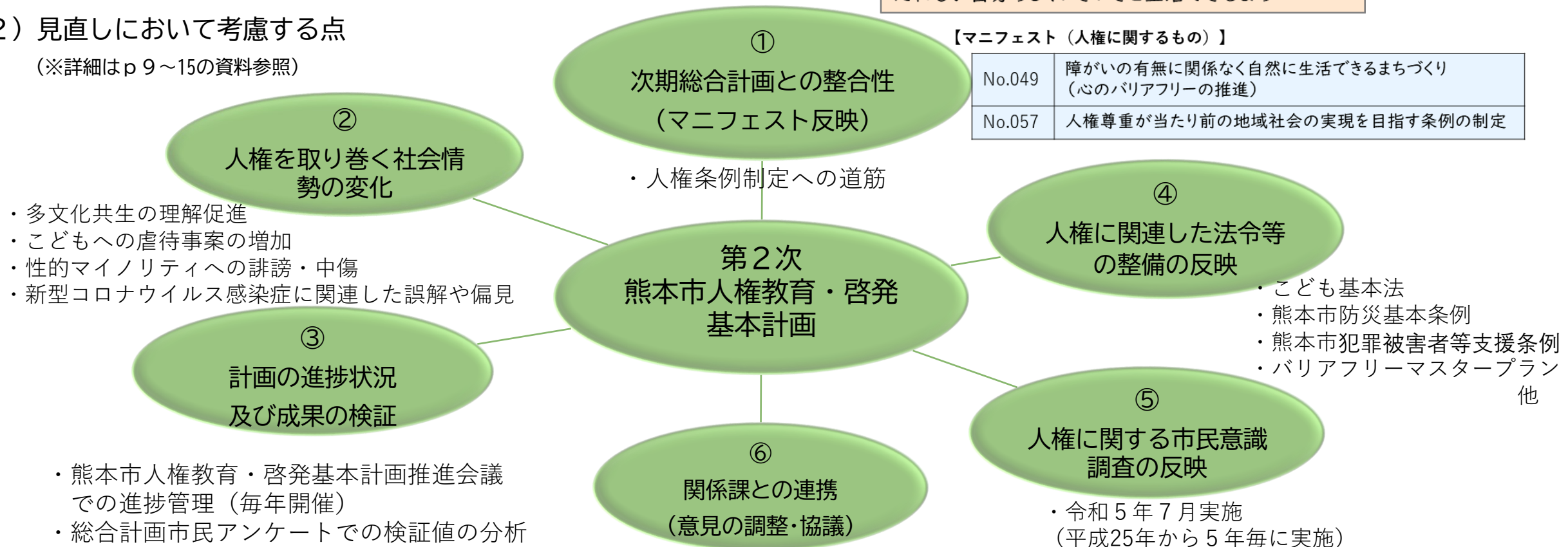


【次期総合計画 ビジョン4】

だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち

(2) 見直しにおいて考慮する点

(※詳細はp 9～15の資料参照)



【第2次計画策定時から中間年までの状況の変化及び成果の検証】

①次期総合計画及びマニフェスト

(1) 総合計画の変更点

第7次総合計画

分野別施策

【第1章】

**互いに認め支え合い、だれもが
平等に参画できる社会の実現**

〔第1節〕

人権尊重社会の実現

- 1 人権尊重意識の高揚
- 2 人権擁護の推進

次期総合計画

めざすまちの姿

【ビジョン4】

**だれもが自分らしくいきいきと
生活できるまち**

〔施策4-1〕

人権尊重社会の実現

- 1 人権尊重意識の高揚
- 2 人権擁護の推進



(2) マニフェストの基本概念

2期マニフェスト

057. 社会意識としての差別観念の撤廃のため普及啓発活動に力を入れ、必要であれば条例の制定を行います。特に、いわゆる「ヘイトスピーチ」には厳しい態度で臨みます。



3期マニフェスト

049. 心のバリアフリーに関する啓発を推進するなど、社会の意識を高め、多くの市民の皆様、心のバリアフリーについてできることを理解・実践いただくことで、障がいの有無に関係なく、自然に生活できるまちづくりを進めます。

057. 新型コロナウイルス感染症等による差別的偏見、インターネット等による誹謗中傷、外国人への偏見や差別など、あらゆる人権問題に対する市民の不安に対し、市民、事業者、行政が一体となって人権尊重が当たり前の地域社会の実現を目指す条例を制定します。

②人権を取り巻く社会情勢の変化

1. 外国人

熊本市の在住外国人が過去最多となる中、国籍や在留資格なども多様化している。また、アフターコロナによる人的交流の再開や台湾の半導体関連企業の熊本進出等を受け、外国人との共生を図る上で、異文化に対する理解や、行政情報の多言語化などの支援が必要となっている。

2. こども

保護者によるこどもへの虐待や保育士等による不適切な保育に加え、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーや、インターネットを介したトラブルに巻き込まれるなど重大な社会問題が発生しており、こどもの権利利益の擁護が求められている。

3. 性的マイノリティ

LGBT理解増進法をめぐる議論の活発化や世間の関心が高まっている。就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見により、不利益や差別を受けるといった現状がある。

4. 新型コロナウイルス感染症等の疾病

新型コロナウイルス感染症においては、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別や飲食店等への風評被害が発生した。さらには、ワクチン未接種者に対する不利益な取り扱いも報告された。

③計画の進捗状況及び成果の検証

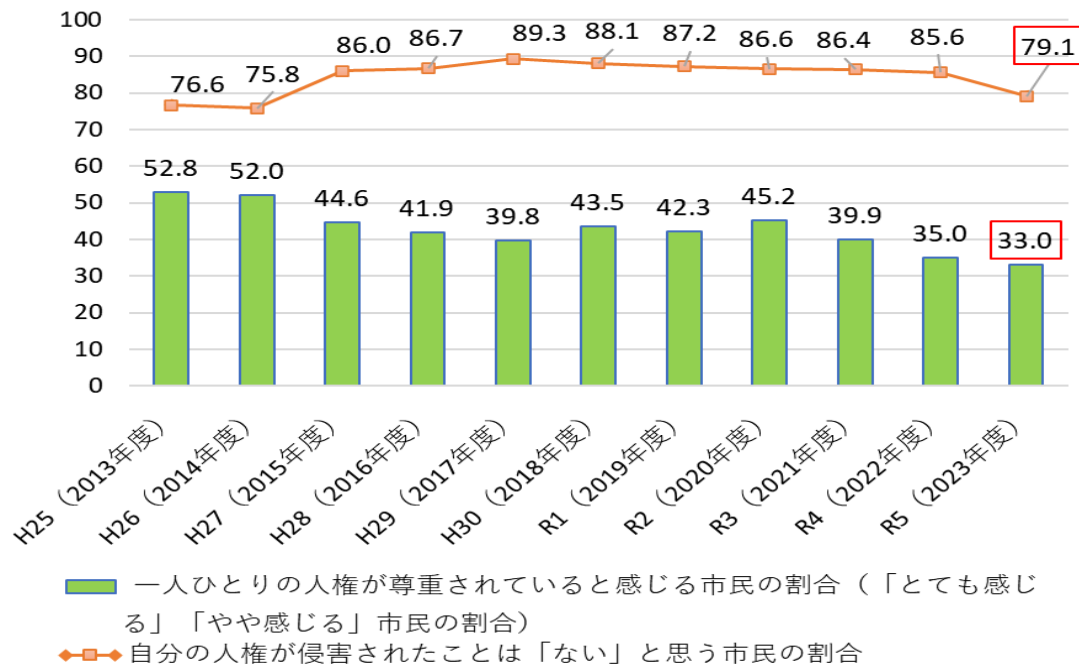
1. 検証指標（総合計画市民アンケート）

目標達成が困難な状況

検証指標	基準値 H30年度 2018	R5年度 2023	目標値 R9年度 2027
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	43.5%	目標値 47.0% 実績値 33.0%(仮)	55.0%
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合	88.1%	目標値 92.0% 実績値 79.1%(仮)	95.0%

※「令和5年度の総合計画市民アンケート」の結果が出ていないため、「人権に関する市民意識調査」で同様の質問を実施した結果

総合計画にかかる人権に関する市民アンケート結果



2. 検証値の考察

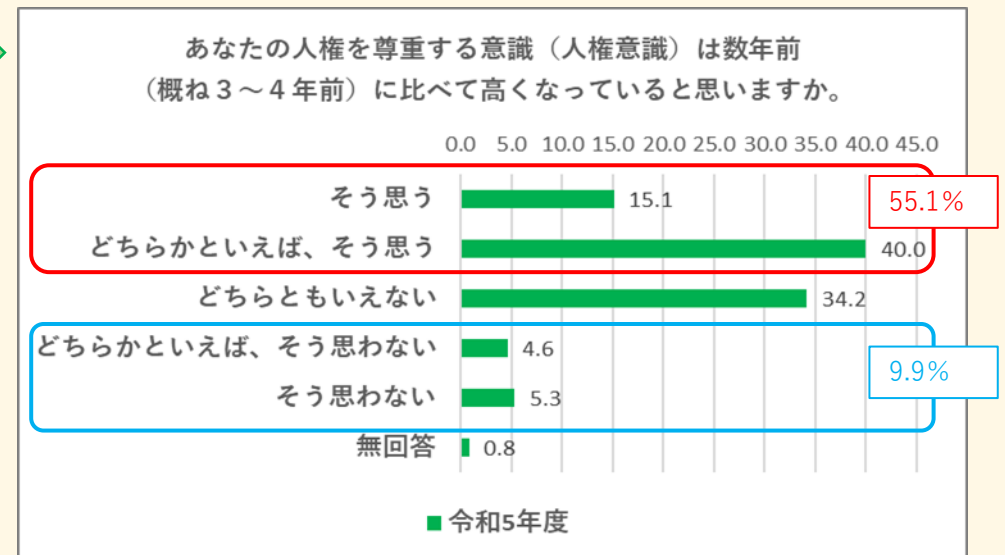
①これまでの人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した差別的言動の発生、インターネットによる誹謗中傷の深刻化等、人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与え数値が下がったのではないかと推察

②一方で、マイノリティ等の人権問題に対する理解の深まりや様々なハラスメント行為が新たにカテゴライズされるなど、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになったことも要因と考えられる。

指標の数値は下がっているが、個人の人権意識は高まっているのではないかと推察

令和5年度7月に実施した「人権に関する市民意識調査」に下記の設問を追加。

あなたの人権を尊重する意識（人権意識）は数年前（概ね3～4年前）に比べて高くなっていると思いますか。



③計画の進捗状況及び成果

3. 外部委員からの主な意見

◎第1回熊本市人権啓発・教育基本計画推進会議での意見(R5.8.7開催)

【こどもに関すること】

こどもたちが困ったときに声を上げられる環境づくりや大人がそれに対してどう対応していくかということが重要。単独でできることは限りがあるので、関係機関が連携して、ニーズに応じた形にしていく必要がある。

こどもの人権というのが、とても今、侵されている。少子化の中でこどもたちが少ないと言うけれど、実際には、もう少し早い対応であれば、こどもたちの命が救えたんじゃないと思うことがたくさんある。

「20世紀はこどもの世紀」と言っていたが、結局戦争によって、こどもたちは不幸になり、「戦争の世紀」で終わった。21世紀は「人権の世紀」。自分の人権は他人の人権を守ることによって守られるという表裏一体の関係にある。

【性的マイノリティに関すること】

周りの男の子からメイクのことについて尋ねられたり、少しずつ性別のくくりというのが緩くなっていると感じていて、友だちと新時代だねと話している。

人権問題については、「全体への啓発」と「個別の対応」が必要になる。特にセンシティブな問題については、「個別の対応」で相談できる環境をつくるのが重要で、職場などでカミングアウトしても公平に扱ってもらえるのかという不安が出てくる。そういう時に、今度は「全体への啓発」というのが、生きてくるのだと思う。

【バリアフリーに関すること】

車椅子での生活でも少しずつバリアフリーが進んでいて、いい熊本になってきていると思う。

【若年性認知症に関すること】

現計画に高齢者の認知症はあるが、若年性の認知症についての記載はない。市の所管課もわからない。若年性認知症の方は、職場で阻害されたり、家庭生活でも困難を抱えている。若年性の認知症についても取り組んでほしい。

【人権全般に関すること】

一人ひとりが、その人らしく生きていけるような社会になっていかなければいけないと思う。こどもたちに対しても大人が変わっていかなければいけない。価値観だとか先入観だとかを変えるためには、継続的な啓発が必要。

人権というのは、価値観の違いによって生じるのだと思う。啓発や教育は重要などころではあるが、それが無意識のうちに入ってくるといい。啓発の講演会などが本当に届けたい人に届いているのかと思うところもある。人の心に、意識しないで入ってくる投げかけ方というのも検討していく必要がある。

④人権に関連した法令及び計画等の整備の反映

1. こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年（2023年）4月に施行。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

2. LGBT理解増進法

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が令和5年（2023年）6月に施行。

多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定めるとともに多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としている。

3. 熊本市防災基本条例

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちを実現するため、令和4年（2022年）10月1日に施行。

第12条で「多様性の尊重」について定めており、多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく、必要な支援を受けることができるよう適切な配慮をしなければならないとされている。

4. 熊本市バリアフリーマスタープラン

だれもが移動しやすく暮らしやすい上質な生活都市の実現を目指し、令和5年（2023年）6月に策定した。

障がいの有無等に関係なく、誰もが自然に生活するために、ひとりひとりが「心のバリアフリー」の必要性を理解し、具体的な行動を起こし、社会の側を変容していく必要があることを謳っている。

5. 熊本市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に令和5年9月に施行。

⑤人権に関する市民意識調査の結果

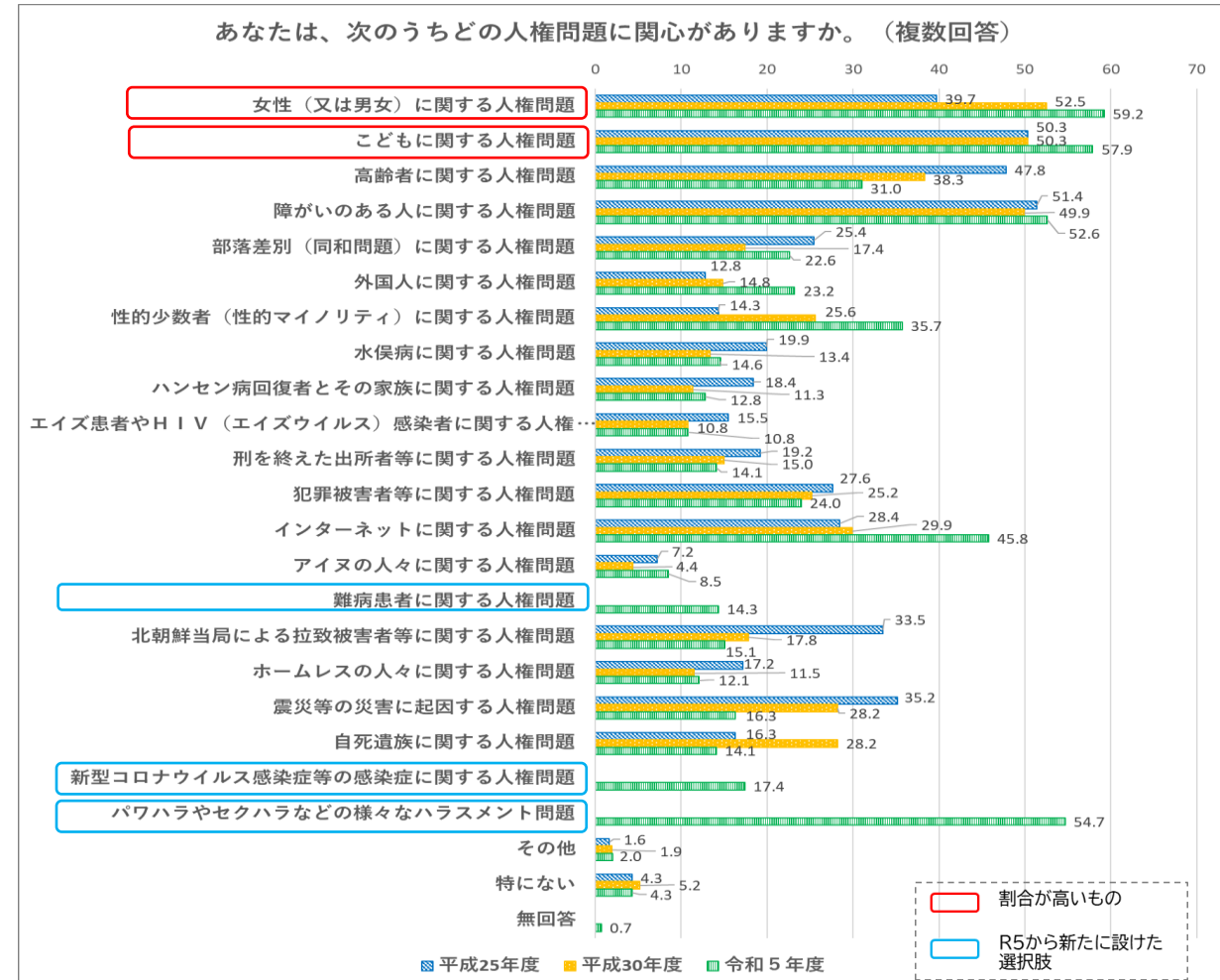
調査期間：令和5年7月から1ヶ月程度

対象者：住民基本台帳から満20歳～69歳までの市民 2,000人を無作為抽出

設問数：人権に関する設問42問

※熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査と合同実施

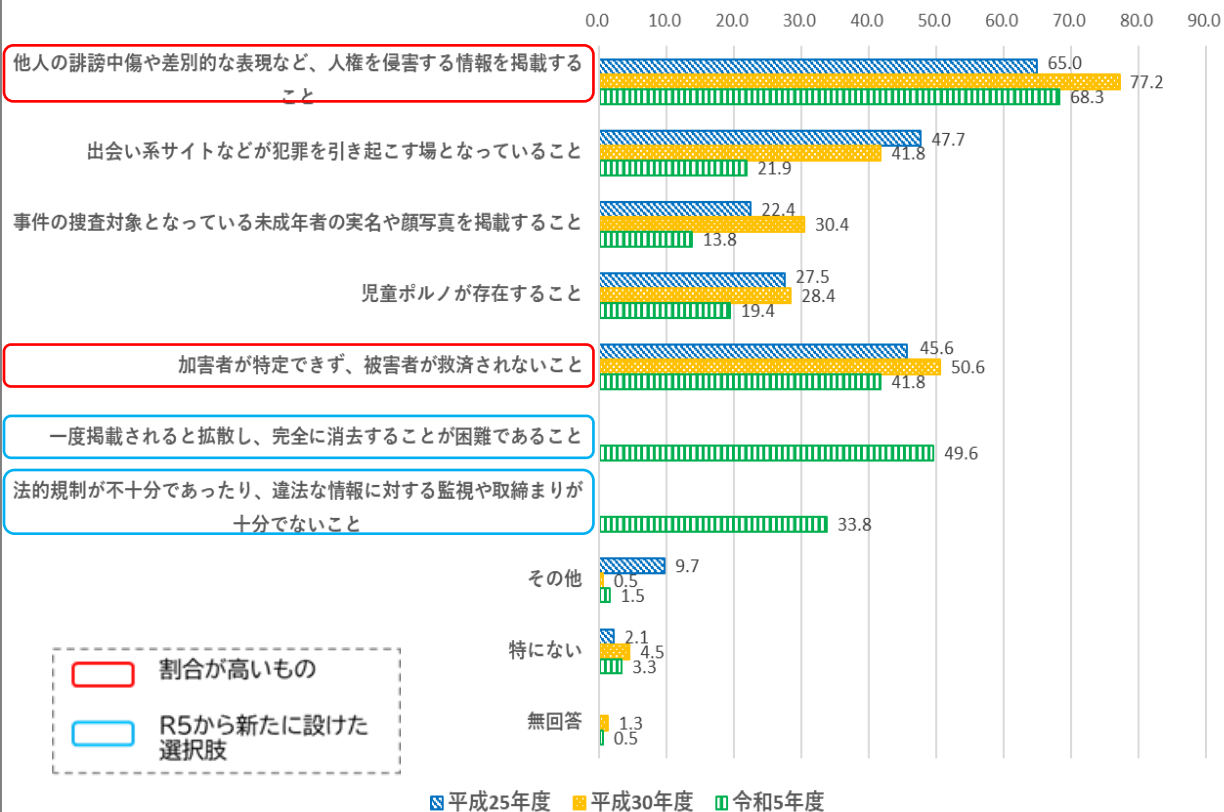
◎どの人権問題に関心があるかでは、「女性（又は男女）に関すること」が最も高く、これに「こどもに関すること」が続いている。令和5年度のアンケートで新たに項目を設けた「パワハラやセクハラなどの様々なハラスメント問題」への関心も高くなっている。



⑤人権に関する市民意識調査の結果

◎インターネット上の人権について、特に問題があると思うこととして、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報をアップする（出す）こと」の割合が最も高く、これに「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」「加害者が特定できず、被害者が救済されないこと」が続いている。

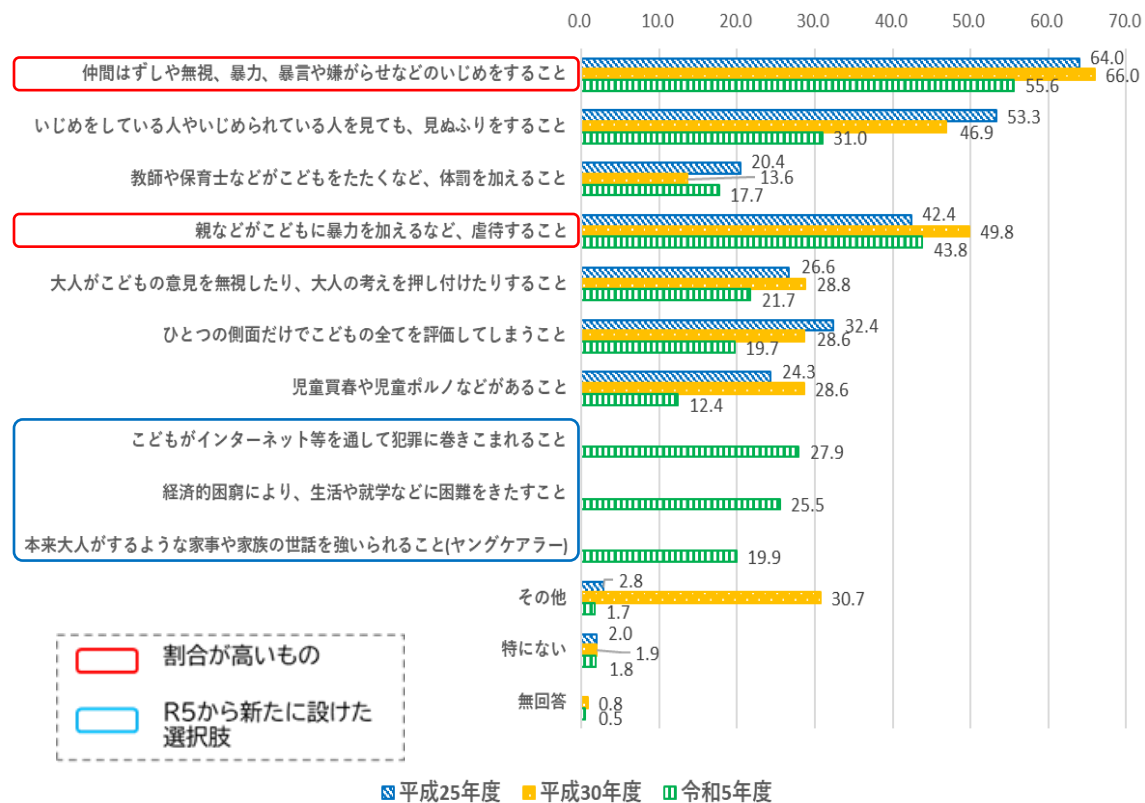
インターネットに関することで、あなたが人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
(3つ以内で○)



◎こどもに関することで、人権上、特に問題があることとして、「仲間はずしや無視、暴力、暴言や嫌がらせなどのいじめをすること」の割合が最も高く、ついで「親などがこどもに暴力を加えるなど、虐待すること」となっている。

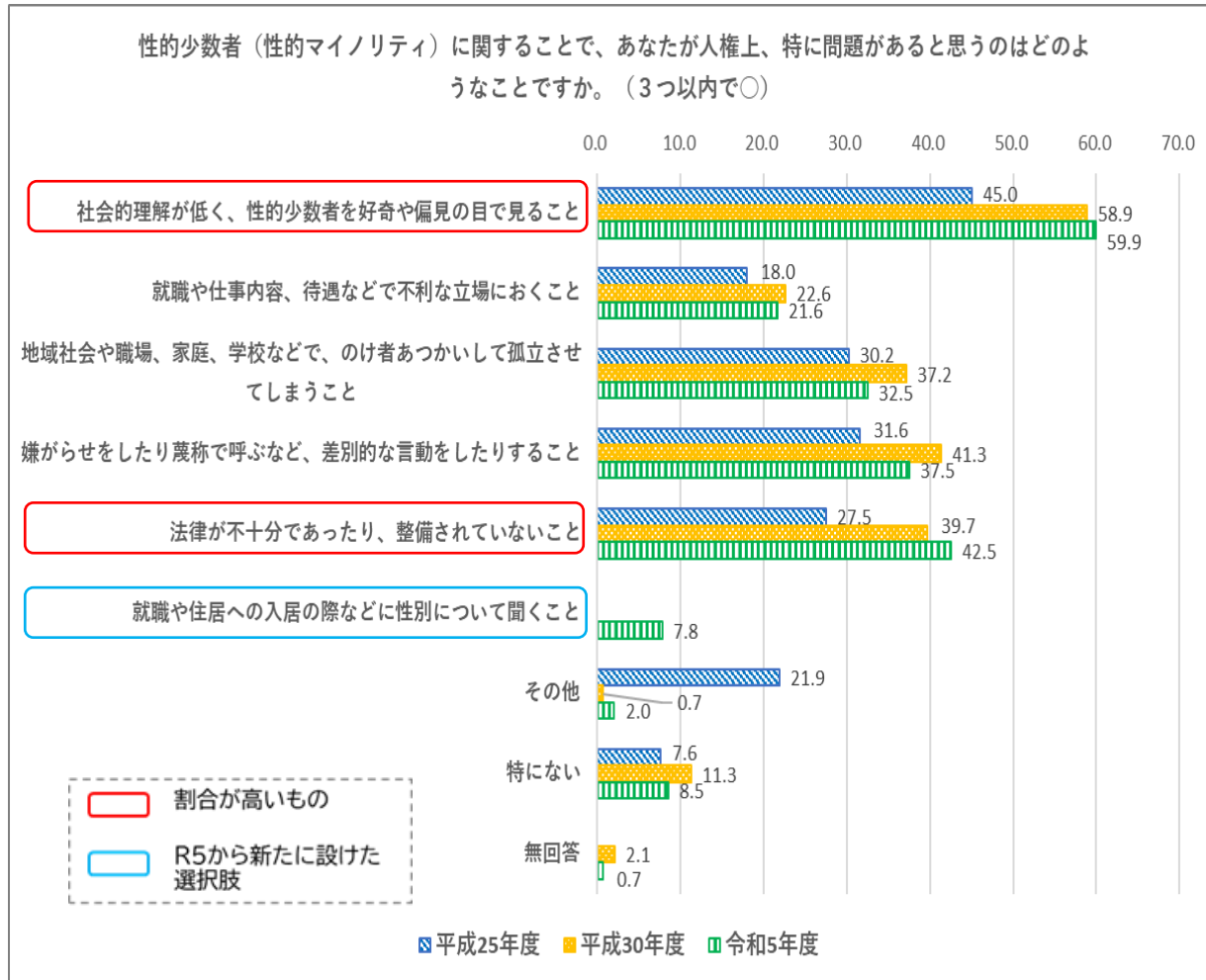
また、令和5年度のアンケートで新たに設けた選択肢の「インターネット等を通じた犯罪に巻きこまれること」「経済的困窮により、生活や就学に困難をきたすこと」「ヤングケアラー」といったことも問題視されています。

こどもに関することで、あなたが人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
(3つ以内で○)

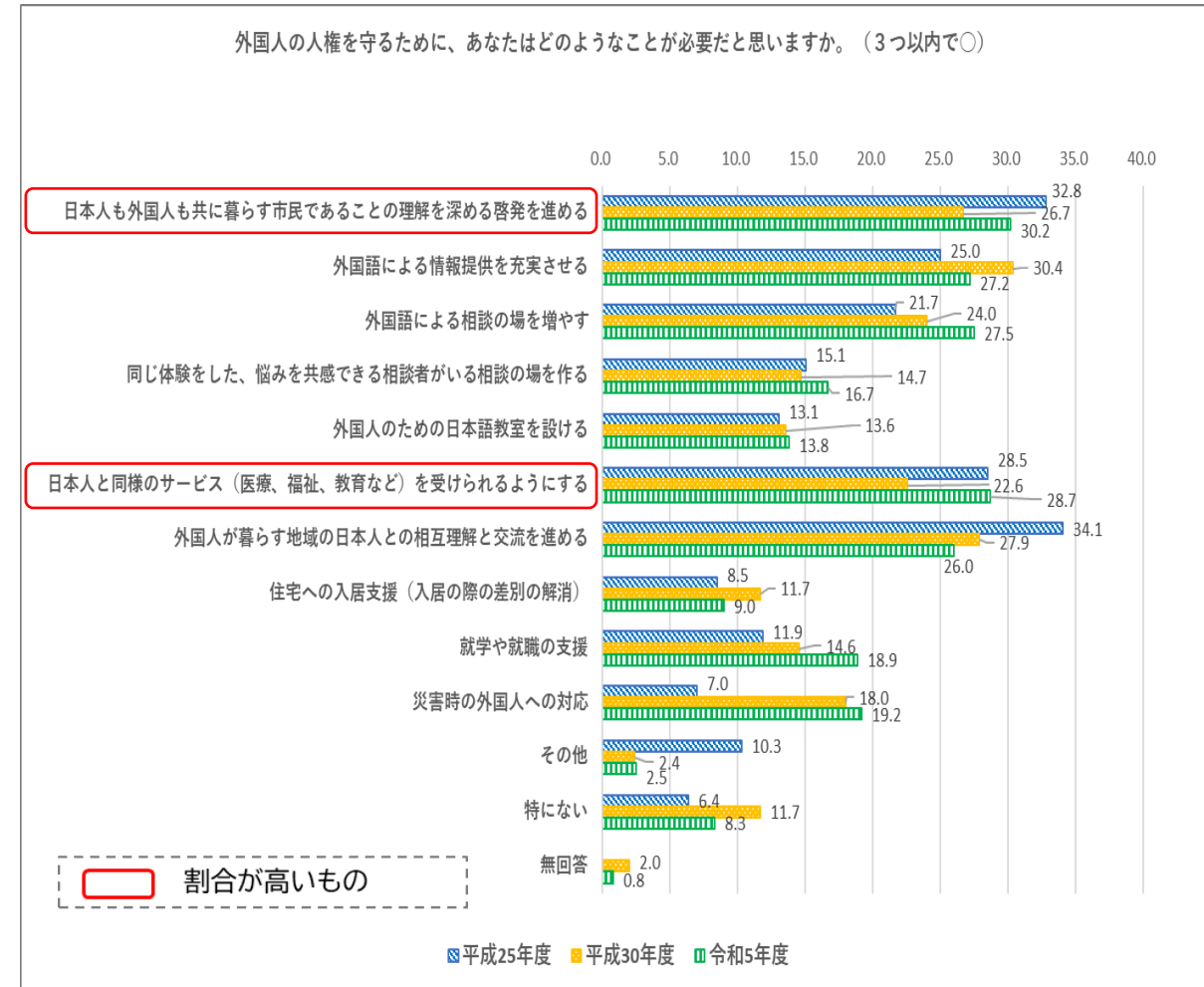


⑤人権に関する市民意識調査の結果

◎性的マイノリティの人権について特に問題があることとして、「社会的理解が低く、性的マイノリティを好奇や偏見の目で見ること」が最も高く、これに「法律が不十分であったり、整備がなされていないこと」が続いている。



◎外国人の人権を守るために必要だと思うこととして「日本人も外国人も共に暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」の割合が最も高く、ついで「日本人と同様のサービス（医療、福祉、教育など）を受けられるようにする」が続いている。



2. 第2次基本計画の見直し（主なもの）

第2次基本計画は、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までの8年間を計画の期間として策定しており、継続性・一貫性の観点から方向性を大きく変更するものではないが、時間の経過や社会情勢の変化、人権問題に関する国等の動向や人権に関する市民意識調査結果の反映、令和6年度（2024年度）に新たに策定される「熊本市第8次総合計画」との整合性を図り、多様化する人権問題に対応するため、一部見直しを行うもの。

（1）計画の構成

第1章 基本計画の策定にあたって

- 1 基本計画策定の目的
- 2 基本計画策定の経緯
- 3 人権教育・啓発の重要性
- 4 基本計画の位置づけ
- 5 基本計画の期間
- 6 人権教育・人権啓発の定義

現状修正

第2章 第1次（第2次前期）計画の検証と本市の人権を取り巻く状況

- 1 総合計画に係る市民アンケート調査の結果
- 2 基本計画策定等に係るアンケート調査の結果
- 3 人権侵犯事件の受理・処理件数
- 4 近年の動向

現状修正

第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 基本計画の検証指標
- 4 人権教育・啓発に係る取組

一部見直し

目標値の見直し及び検証指標の追加
追記

第4章 分野別人権問題への取組

- 1 女性に関する人権問題
- 2 子どもに関する人権問題
- 3 高齢者に関する人権問題
- 4 障がいのある人に関する人権問題
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 外国人に関する人権問題
- 7 性的マイノリティに関する人権問題
- 8 水俣病に関する人権問題
- 9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題
- 10 エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する人権問題
- 11 刑を終えた出所者等に関する人権問題
- 12 犯罪被害者等に関する人権問題
- 13 インターネットに関する人権問題
- 14 災害に関する人権問題
- 15 アイヌの人々に関する人権問題
- 16 難病患者に関する人権問題
- 17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題
- 18 ホームレスの人々に関する人権問題
- 19 自死遺族に関する人権問題
- 20 様々な人権問題

関係課との意見調整
及び協議による各人
権問題への取組の追
加及び修正

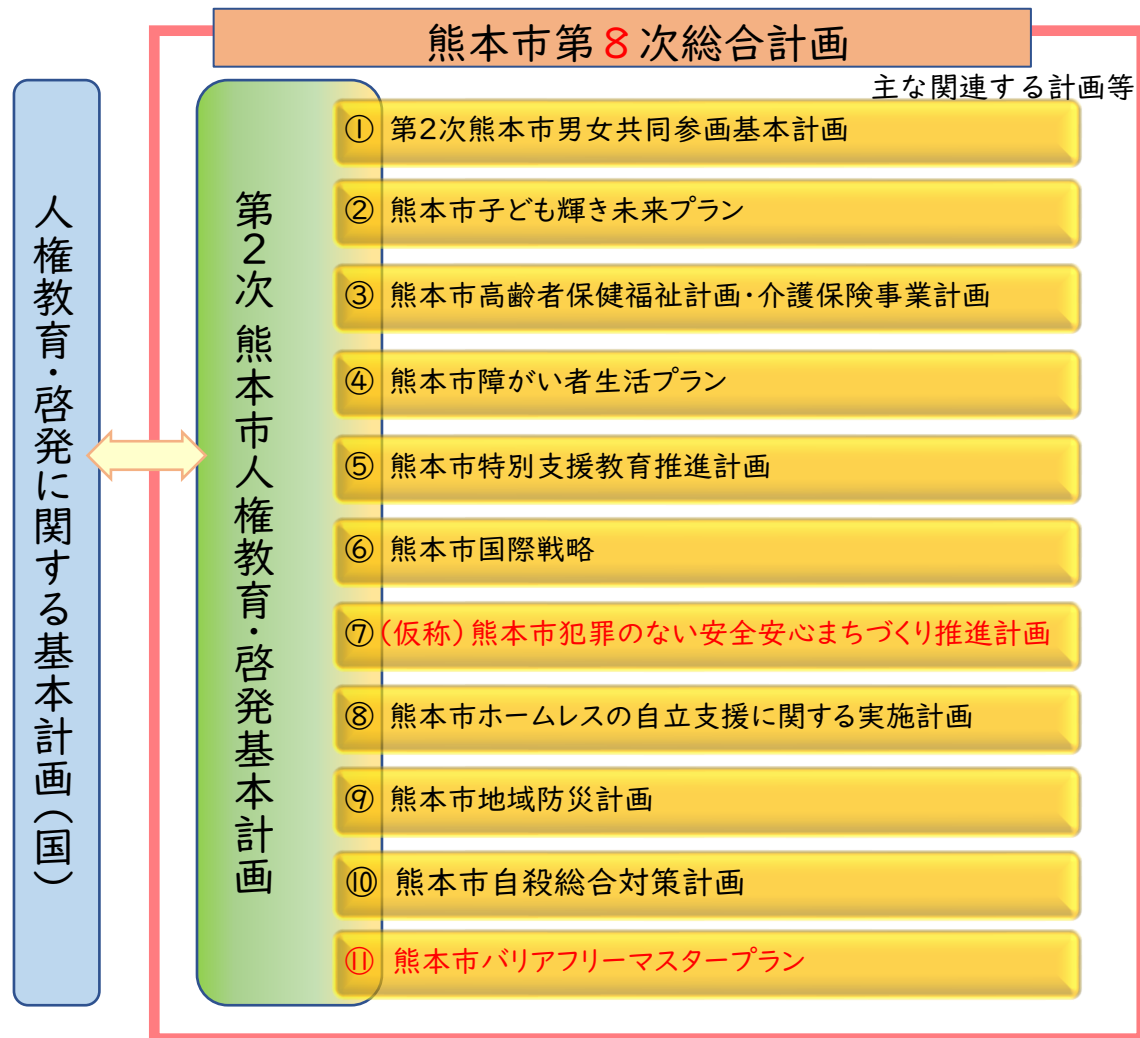
第5章 基本計画の推進

- 1 様々な主体による推進体制
- 2 実施状況の把握と結果の公表等

現状修正

2. 基本計画の見直し（主なもの）

（2）基本計画の位置づけ（第1章4）



（3）基本理念（第3章1） 現行どおり

すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと

※国連の「世界人権宣言」及び日本国憲法の精神にのっとり設定した第1次熊本市人権教育・啓発計画の基本理念を継承している。

（4）基本方針（第3章2）

① 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

② 人権尊重を基調とした施策の推進

③ 人権感覚豊かな市職員の育成

④ 関係機関等との連携強化

⑤ ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組

変更
(マニフェストの反映)

【現行】

ヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携し、事象の確認、ホームページでの啓発、講師を派遣しての研修会の開催等の迅速な対応を実施するとともに、差別事象が頻繁に発生し、本市や関係機関からの要請等を行っても一向に改善されない場合は、公共施設の使用制限や名前の公表等を規定した条例の制定等を検討するなど厳しく対応していきます。

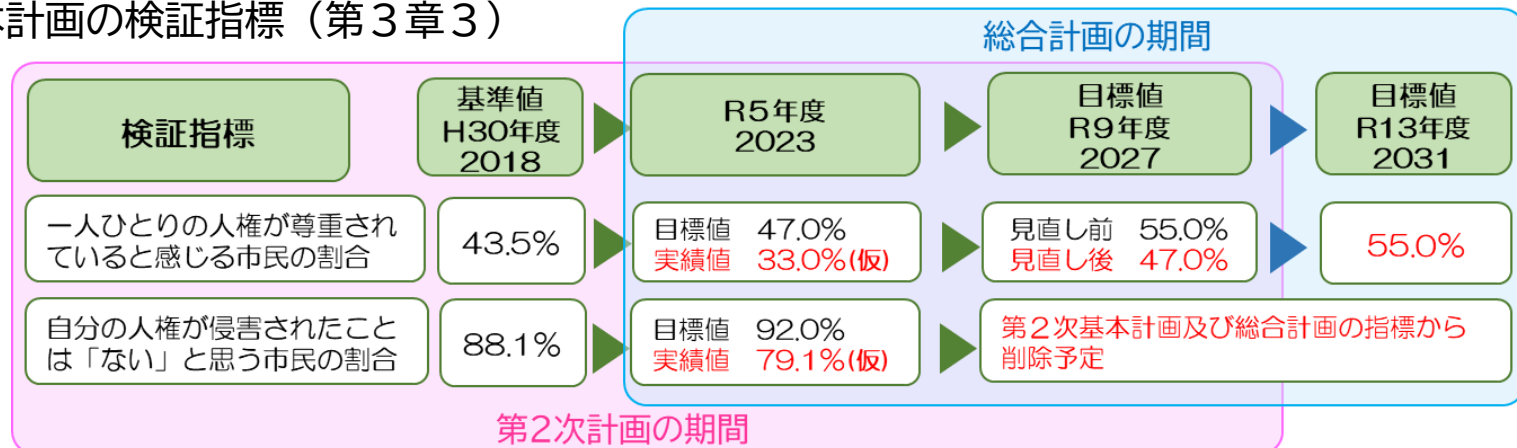
【修正】

ヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携し、事象の確認、ホームページでの啓発、講師を派遣しての研修会の開催等の迅速な対応を実施します。

また、人権尊重が当たり前の地域社会の実現に向け、条例等の制定による差別の解消に取り組みます。

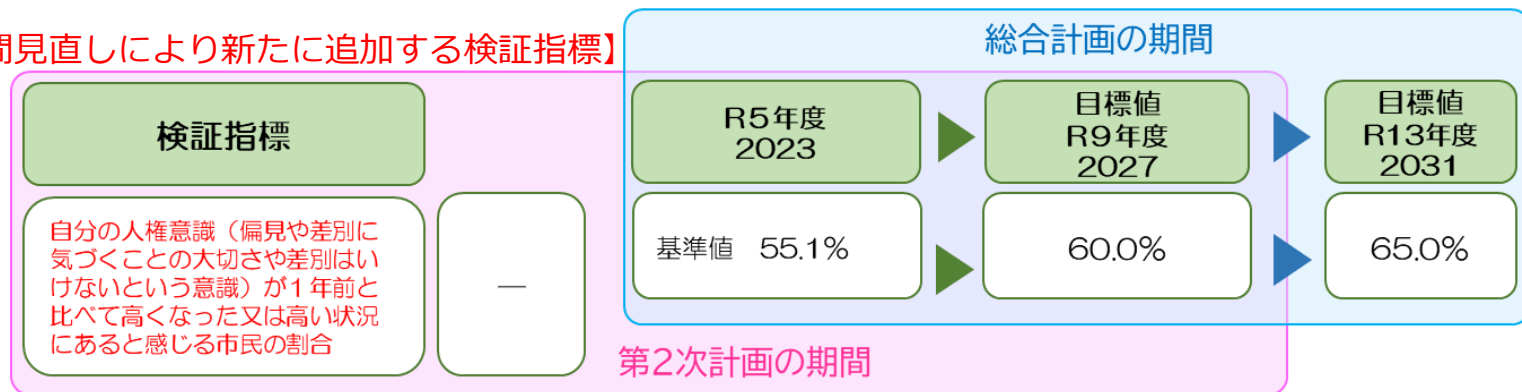
2. 基本計画の見直し（主なもの）

（5）基本計画の検証指標（第3章3）



※「令和5年度の総合計画市民アンケート」の結果が出ていないため、「令和5年度人権に関する市民意識調査」で同様の質問を実施した結果

【中間見直しにより新たに追加する検証指標】



※「令和5年度人権に関する市民意識踏査」では、「1年前」は「3～4年前」として質問をした

人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与えており、全体的な数値の上昇は困難な状況にある。

一方で、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになったりと、個人の人権意識は高まっていると考えられることから、これまでの検証指標を、「個人の人権を尊重する意識（人権意識）」の高まりに置き換え、検証していく。

（6）人権教育・啓発に係る取組（第3章4）

人権啓発の取組における視点

- ①人権に関する基本的な知識の習得
- ②生命尊厳の考え方
- ③個性の尊重

【現行】

互いの個性を認め合うことが重要であることを訴えかける啓発の推進に取り組みます。

＋（マニフェストの反映）

【追記】

また、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力や、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を体得できるよう「心のバリアフリー」の推進にも取り組みます。

2. 基本計画の見直し（主なもの）

取組の見直し又は強化項目

13

（7）分野別人権問題（第4章）の主な内容

1 女性（又は男女）に関する人権問題

- ◆ 暴力(DV)・セクハラ等を許さない基盤づくり
- ◆ DV相談体制の強化と被害者支援

2 こどもに関する人権問題

- ◆ 児童相談所の人員体制及び専門性の強化と里親家庭支援への支援充実
 - ・ 専門職の増員及び高度な技術取得のための研修等への参加（継続強化）
 - ・ 里親家庭支援の推進のための関係機関の連携強化
- ◆ 社会的な支援の必要性が高いこどもや家庭への理解と支援
 - ・ こどもの権利サポートセンターの設置（新規）
- ◆ 家庭・地域等と連携した人権教育の推進
- ◆ 人権教育の学習内容・方法等の改善・充実
 - ・ 学校における校則の見直しの推進（計画への位置づけ）

3 高齢者に関する人権問題

- ◆ 認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発
- ◆ 認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族等の支援
 - ・ 若年性認知症への支援（計画への位置づけ）
（認知症コールセンターへの若年性認知症コーディネーターの配置）
- ◆ 高齢者虐待の防止と対応
- ◆ 成年後見制度等による高齢者の権利擁護
 - ・ 熊本市成年後見支援センターでの相談機能の拡充（継続強化）

4 障がいのある人に関する人権問題

- ◆ 障がいのある人に対する理解の促進
- ◆ 障がいのある人への虐待の防止
- ◆ 手話言語条例に基づく施策の推進（継続強化）
 - ・ 手話に関する施策の推進方針に基づく理解促進のための啓発の実施
- ◆ 障がいのある人働きやすい職場環境の整備

5 部落差別（同和問題）

- ◆ 研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解
- ◆ 関係機関・関係団体等との連携による啓発活動

6 外国人に関する人権問題

- ◆ 異文化理解の促進や多文化共生社会に対する意識の醸成（継続強化）
 - ・ 地域での多文化共生に関する学びの場の創出
 - ・ 支援が必要な外国人への生活サポートとしての「やさしい日本語教室」の開催等
- ◆ 外国人に対する支援の充実
- ◆ 地域を担うグローバルな人材の育成と次世代への継承
 - ・ 海外都市との青少年交流など若者の国際感覚の醸成等（継続強化）



（新規）……………新しく始める事業
（継続強化）……………計画にもともとあるが、事業を充実又は強化して実施していくもの
（計画への位置づけ）…事業は実施していたが、計画に明記がなかったもの
（施策体系の見直し）…施策体系を見直し、取組の充実を図ったもの

2. 基本計画の見直し（主なもの）

14

（7）分野別人権問題（第4章）の主な内容

7 性的マイノリティに関する人権問題

◆ 性的マイノリティへの理解及び支援・社会参画の促進（継続強化）

- ・市民や企業等を対象としたセミナーの開催
- ・サポートハンドブック等を活用した各相談機関及び市職員のスキル向上

8 水俣病に関する人権問題

- ◆ 市民・企業・団体・教職員への啓発の推進
- ◆ 学校における水俣病学習の推進

9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題

- ◆ 市民に対する啓発の推進
- ◆ 小・中学校における学習の推進
- ◆ 教職員に対する研修の推進

10 エイズ患者やH I V（エイズウイルス）感染者に関する人権問題

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 相談・検査業務の充実

取組の見直し又は強化項目

（新規）……………新しく始める事業
（継続強化）……………計画にもともとあるが、事業を充実又は強化して実施していくもの
（計画への位置づけ）…事業は実施していたが、計画に明記がなかったもの
（施策体系の見直し）…施策体系を見直し、取組の充実を図ったもの

11 刑を終えた出所者等に関する人権問題

- ◆ 社会を明るくする運動等と通じた市民への啓発
- ◆ 再犯防止に向けた関係機関・団体との連携

12 犯罪被害者等に関する人権問題

- ◆ 市民及び事業者への啓発活動（施策体系の見直し）（継続強化）
 - ・犯罪被害者やその家族等の現状や二次被害の防止等の広報啓発による理解促進
- ◆ 犯罪被害者等支援に向けた関係機関・団体との連携（施策体系の見直し）
 - ・関係機関と連携した犯罪被害者等支援支援策の充実



13 インターネットに関する人権問題

- ◆ 情報セキュリティポリシーの見直しや職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等
- ◆ 学校教育における取組
- ◆ 市民を対象とした啓発活動への取組
- ◆ 差別事象への対応（計画への位置づけ）
 - ・差別事象のネットパトロールの実施
 - ・国、県と連携した削除要請等の対応



2. 基本計画の見直し（主なもの）

15

取組の見直し又は強化項目

（新規）……………新しく始める事業
（継続強化）……………計画にもともとあるが、事業を充実又は強化して実施していくもの
（計画への位置づけ）…事業は実施していたが、計画に明記がなかったもの
（施策体系の見直し）…施策体系を見直し、取組の充実を図ったもの

（7）分野別人権問題（第4章）の主な内容

14 災害に関する人権問題

- ◆ 災害の記録、記憶及び教訓の継承
- ◆ 災害時の要配慮者への配慮の優先（継続強化）
 - ・ プライバシーの保護や要配慮者への配慮について防災訓練等を通じた周知徹底
- ◆ 福祉避難所の体制整備
- ◆ 要配慮者等に配慮した避難所づくり

15 アイヌの人々に関する人権問題

- ◆ アイヌの伝統文化の理解
- ◆ 講演会時のパンフレット配布等の啓発活動

16 難病患者に関する人権問題

- ◆ 指定難病医療費助成の実施
- ◆ 熊本県難病相談・支援センターの運営
- ◆ 難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発の推進
- ◆ 医療相談・訪問相談事業等の実施

17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題

- ◆ 啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知及び啓発冊子等の配布
- ◆ 学校教育における取組

18 ホームレスの人々に関する人権問題

- ◆ 自立支援への取組
- ◆ 偏見・差別意識の解消

19 自死遺族に関する人権問題

- ◆ 自死遺族等への相談支援
- ◆ 自死遺族グループミーティングの開催
- ◆ 自死遺族への理解促進

20 様々な人権問題

- ◆ 教育・啓発の推進と問題への対処（継続強化）
 - ・ 正しい情報に基づいた人権に配慮した行動の推進
 - ・ 新型コロナウイルス感染症における差別的言動を教訓とした人権問題の正しい理解のための啓発

